

# 遅延損害金の請求勧告

## 切手問題で市川市監査委員

政務活動費をめぐる問題で、市川市監査委員は4日、切手を大量購入した議員が所属していた会派に対し、虚偽の収支報告を行ったとして、自主返納分とは別に、不法行為に基づく遅延損害金を請求すべきとする住民監査請求結果を公表した。

住民監査請求は10月8日、宮田克己前市議が起こした。百条委員会では証人喚

問された市議と前市議の4人について、すでに全額を自主返納したものの、使途とされる市民アンケートを実施した証拠がなく、違法・不法な支出にあたることから市が遅延損害金を請求すべきと主張していた。

監査結果では4人のうち、百条委で「アンケートは実施していない」と述べた青山博一議員が所属して

いた会派「緑風会第一」に対し、支出伝票にアンケートや集計結果などの虚偽の資料を添付していたことが不法行為にあたりと判断。切手代12万円に対し、収支報告書が提出された2013年4月30日から自主返納日の今年6月18日までの間の年5%の遅延損害金を請求すべきと勧告した。

一方で、それ以外の支出については「不法行為に該当する不正支出であったとまでは判断できない」などとして、請求を棄却した。